

専攻建築士制度

審査・登録申請ガイド



2008年1月 Ver.1.5



社団法人 佐賀県建築士会

CPD・専攻建築士委員会

目次

はじめに	「専攻建築士」とは	3
1. 専攻建築士制度について		4
	1-1. 専攻領域と対象者	5
	1-2. 制度導入期の経過措置	6
	1-3. 申請から登録までのフロー	6
	1-4. 限定表示	7
	1-5. 専門分野表示	7
2. 審査について	2-1. 審査方法	8
	2-2. 申請手続	8
3. 申請について	3-1. 関係書類の配布	9
	3-2. 申請の方法	9
	3-3. 審査・登録手数料	10
	3-4. 申請の要件	10
4. 登録手続き	4-1. 登録の方法	11
	4-2. 登録の有効期間	11
	4-3. 登録証	11
	4-4. 登録者名簿	11
	4-5. 変更・再交付登録	11
	4-6. 監査・制裁措置等	11
5. 登録の更新	5-1. 審査方法	12
	5-2. CPDの記録と保管	12
	5-3. 更新の特例	12
	5-4. 更新手数料	12
6. 専攻領域別審査、 認定・登録基準	6-1. 領域別基準ガイド	13

はじめに

～新しい「建築資格制度」の定着に向けて～

「専攻建築士」とは

**ふだんから、業務に必要な研鑽を重ね、高い専門性を
持って実質的に仕事をしている「建築士」である。**

**従事する分野の専門家として、クライアントに対し責
任を持ちますと宣言する「建築士」です。**

「建築士」が誕生して50年余が経ちました。この間、建築士は、社会の高度化・多様化に伴い、様々に専門分化しながら業務を行い、日本の建築生産の基本的な枠組みを支え、建築・建設産業の中心的担い手として、建築物の質を支える主要な役割を担って参りました。

昨今の社会の高度化・複合化に対応して、建築士の業務は多様に専門分化し、企画・調査から設計、建設、維持管理まで、その業務は拡大しています。今後も、専門技術者として、より緊密に連携しながら仕事を進める必要性が高まっています。

こうした背景から、「建築士」という一括りでは、その建築士が、一連の建築生産のどこを担当しているのか、分りにくくなってきています。さらに、時代の進展に合わせ、新しい技術やより高い能力が求められるようになっていきます。

そのため、建築士は社会やクライアントに対し、「絶えず自己研鑽に努め、かつ一定の実績を挙げている資格者として、自らの専攻（専門）領域を明示する」責任があると考えます。

(社)佐賀県建築士会は、(社)日本建築士会連合会と連携して、そうした建築士を支援し、その実績と研鑽を証明するため、専攻（専門）領域について、一定の実務実績のある建築士を公正に審査し、「第三者性のある認定機関」が認定する「専攻建築士制度」を2005年より実施いたしました。

1. 専攻建築士制度について

「専攻建築士」になるには

「建築士」資格取得後、一定期間の専攻領域の実務経験を持ち、かつその間、専攻領域（8領域）に関わる一定の実績を持つ方で、必要書類を以て（社）佐賀県建築士会に申請し、審査を受けて（社）日本建築士会連合会の「登録認定機関」から、その専攻領域の専門家と認められる必要があります。

専攻建築士の名称等

- ・ 専攻建築士の名称は、「まちづくり」「設計」「構造」「環境設備」「生産」「棟梁」「法令」の7領域に、2006年度より新たに「教育研究」の領域が加えられ、合計8領域となりました。
- ・ 専攻領域は、自らの専攻領域の実務実績に照らして、複数の「専攻領域」を取得・明示することが可能となっています。

（社）佐賀県建築士会としては、専攻建築士制度開始年度（2005年）は、最も得意とする専攻領域1つに限定して受けましたが、2006年度以降は3領域を限度として複数の専攻領域を取得できるように改正いたしました。

- ・ 1級、2級、木造建築士の区別は既に建築士法の中で規定されているので「専攻建築士」の中で区別はいたしません。
- ・ 「各専攻領域」は、主としてその領域で業務を行っている者の表示で、建築士である以上、他の専攻領域についても基礎的な素養は身につけていることを前提としています。

専攻建築士の対象者

専攻建築士の対象者は、原則として「（社）佐賀県建築士会の正会員」で、必要なCPD実績を取得した方に限ります。

非会員の方は、先ず入会して必要なCPD実績を取得して下さい。

専門分野表示

「専攻建築士」は、自己の専攻領域に加え、得意とする「専門分野（得意分野）」を、1領域当たり3分野まで表示することができます。その「専門分野」の名称は、表3に例示しています。

1-1. 専攻領域と対象者

専攻建築士登録の対象者は、佐賀県建築士会の正会員で、表1に示す領域別に規定された「対象建築士資格等」取得後、規定された専攻領域別の「必要な実務経験年数」と、実務実績(専攻領域の責任ある立場での3件以上)のある建築士に限られます。

表1 専攻領域及び必要実務年数

専攻領域	専攻領域の業務内容	対象建築士資格等	専攻領域実務経験年数
1 まちづくり 専攻建築士	①都市デザイン、都市計画に係わる業務 開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務または、企画、調査等のコンサルタント業務 ②地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動	1級建築士 2級建築士 木造建築士	5年 5年 5年
2 設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務	1級建築士 2級建築士 木造建築士	5年 5年 5年
3 構造 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の構造設計及び工事監理に係わる業務	1級建築士	5年
4 環境設備 専攻建築士	建築の設備設計及び工事監理に係わる業務	1級建築士 2級建築士+ 建築設備士 木造建築士+ 建築設備士	5年 5年 5年
5 生産 専攻建築士	建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務 又は、維持管理、診断・改修、積算、CM等の建築生産に係わりのある業務	1級建築士 2級建築士 木造建築士	3年 6年 6年
6 棟梁 専攻建築士	①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務 ②日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事理、及び施工(木工技能)を行なう業務	1級建築士 2級建築士 木造建築士	5年 8年 8年
7 法令 専攻建築士	①法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務 ②裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務	1級建築士 2級建築士 (旧建築主事 又は建築基準 適合判定資格 者に限る)	3年 3年
8 教育研究 専攻建築士	①教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する教育、訓練等の業務 ②研究・調査・開発機関(大学を含む)・企業の研究開発部門等において、建築に関する研究開発等の業務	1級建築士 2級建築士 木造建築士	5年 5年 5年

1-2. 制度導入期の経過措置

制度開始時の時限経過措置(緩和措置)

専攻建築士制度を実施するに当たり、制度開始年より一定期間（3～4年間）は経過措置として、以下の①、②、の緩和を行います。

①「CPD要件」の緩和

専攻建築士申請時まで「建築士免許取得後15年を超える実務実績を有する者」は、制度開始より3年間（2007年申請まで）に限り、「実務経験年数」と「実務実績」だけで申請することが出来ます。**2007年で終了しました。**

但し、CPD制度に参加していない方はCPD制度参加申請を同時に行ってください。

②「CPD単位」の緩和

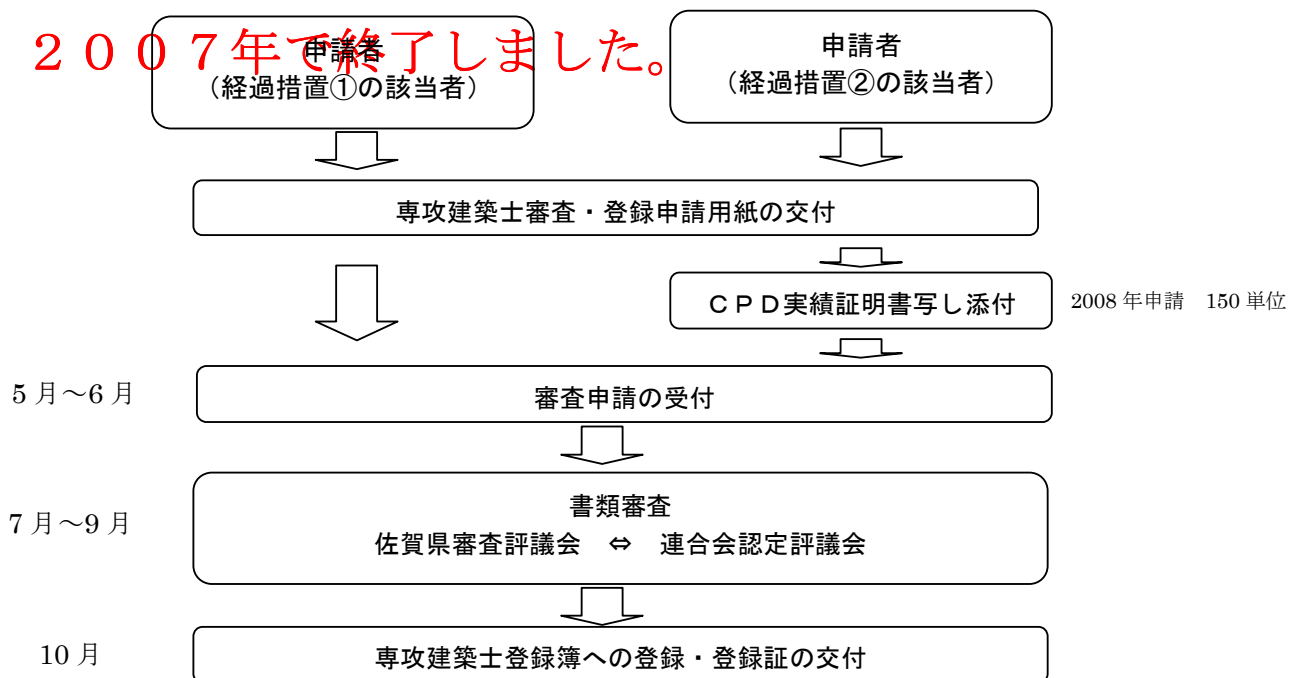
「建築士免許取得後15年以上の実務実績を有する者」以外の方でも、表2の規定に該当する方は、申請に必要な「CPD実績証明」を、2005年に申請する場合は「30単位」、2006年申請は「50単位」、2007年申請は「100単位」、2008年申請は「150単位」とそれぞれ緩和されます。

表2 専攻領域別必要実務年数

	まちづくり	設計	構造	環境設備	生産	棟梁	法令	教育研究
1級建築士	5年	5年	5年	5年	3年	5年	3年	5年
2級建築士	5年	5年	—	5年	6年	8年	※3年	5年
木造建築士	5年	5年	—	5年	6年	8年	—	5年

※協定団体等の資格取得者には要件の緩和があります。
詳しくは、6. 専攻領域別基準ガイド(P-13以降)を御覧ください。

1-3. 申請から登録までのフロー(経過措置期間)



1-4. 限定表示

限定表示とは、専攻領域の中で専門分化がすでに実態化し社会的評価の定まった業務、あるいは専攻領域内に並存する業務を特定の業務分野として限定的に表示するものです。

当面は、環境設備専攻領域及び生産専攻領域で限定表示を行うこととなります。従って、この2領域の申請者は、必ず表3の限定表示を行わなければなりません。

限定表示業務については、その業務に関しての実務実績年数と3件以上の責任ある立場での実務実績が必要となります。

複数の限定表示業務については、それぞれについて規定された実務実績を満足すれば、複数の限定表示を受けることも可能です。

1-5. 専門分野表示

実務実績に基づいて、専攻領域を補完する「専門分野表示」は、消費者から見て「表示があった方が分かりやすい」という視点から設けることを原則としています。

専門分野表示は、限定分野表示と異なり、業務分野を限定される表示ではなく、得意な業務分野毎にその分野の実績を確認する制度であります。従って、得意分野を表示したくない方は表示の必要はありません。申請者の自由な選択となります。

ただし、専門分野表示の審査は、1専門分野毎に3件以上の実績で審査します。

又、1専攻領域当たり3専門分野が上限とされています。

表3は、「連合会認定評議会」で認められたものの例示です。当面はこれらを原則に運用しますので、専門分野表示を希望する方はこの表より選んで申請して下さい。

表3 専攻建築士の限定表示及び専門分野表示

■限定表示

まちづくり	設計	構造	環境設備	生産	棟梁	法令	教育研究
			空調設備（空調） 給排水衛生設備（衛生） 電気設備（電気）	建築施工管理（建施工） 設備施工管理（設施工） 積算（積算） 診断・改修（診・改）			

■専門分野表示

まちづくり	設計	構造	環境設備	生産	棟梁	法令	教育研究
都市デザイン	戸建住宅 集合住宅 医療施設 福祉施設			戸建住宅 集合住宅			
景観計画	教育施設 生産施設			維持管理	社寺仏閣建築	建築確認・検査 性能評価	設計 構造
都市計画	商業施設 業務施設			リフォーム	数奇屋造	保証検査	環境設備
再開発	文化施設 宗教施設			リノベーション	伝統型木造住宅	紛争調停	材料・施工
区画整理	鉄道施設 宿泊施設	耐震診	省エネルギー	マネジメント	住宅	建築相談	福祉工学
まちづくりコーディネーター	社寺建築 数寄屋造	断・補強	情報システム	鉄骨工作図	古民家断・改修・再生等	鑑定書等作成 特定行政庁等業務	建築計画 都市計画 建築史
まちづくりアドバイザー	伝統建築保護修復 ランドスケープ			確認申請代行			
街並保存	ファシリティマネジメント(FM)			工事監理委任			
修景	プロジェクトマネジメント(PM)			鑑定書等作成			
まちづくり行政	コンストラクションマネジメント(CM) リフォーム 積算 診断・改修						

2. 審査について

2-1. 審査方法

「審査」は、申請者より提出された審査・登録申請書に対し、専攻建築士別に示す審査要件を満たしているか、本会に設ける「CPD・専攻建築士審査評議会」で書類審査を行い、日本建築士会連合会内に設ける「専攻建築士認定評議会」で「認定の登録」が行われます。

2-2. 申請手続

(1) 審査申請

- ① 毎年一回、「専攻建築士の審査及び認定登録」を行うものとします。審査申請の受付は毎年5～6月を目処として実施します。
- ② 「審査」は、本会内に設ける「CPD・専攻建築士審査評議会」で実施します。
- ③ 実務期間、実績の申請は、「専攻建築士審査・登録申請書」で行うものとします。

(2) 審査基準

- ① 専攻建築士の審査は、専攻建築士別に規定された「実務経験年数」「実務実績件数」及び「CPDの取得単位」により行います。

(3)「実務経験年数」

- ① 実務経験の期間は、専攻領域別に設定します。（表2参照）
- ② 実務経験の期間は、過去の専攻領域を担当した期間の合計が、規定の年限以上あることを要件とします。

(4)「実務実績件数」

- ① 実務実績は、下記「責任ある立場での実務実績」（注1）に該当する実務（3件以上）について審査します。
- ② 18ヶ月を超える長期プロジェクトは、実務実績2件と数えることができます。
- ③ 実務実績は、初回の申請に限り過去20年までを登録申請の対象とすることができます。

(5)「CPD単位」

- ① CPD要件のない方（経過措置①該当者）はCPD参加登録が要件となります。参加登録が済んでない方は、本申請までにCPD制度参加登録申込書を提出してCPD手帳の交付を受けて下さい。
- ② CPDの取得単位が要件となる方（経過措置②該当者）は、CPDデータ登録実績証明書（写し）を添付して下さい。2008年申請においては2007年（2007年12月末）までのCPDデータ登録実績証明書の写しを添付してください。

※申請に疑義がある場合は、面接をおこないますので正しく申請してください。

注1)責任ある立場での実務実績

- ① 比較的小規模の業務について、企画、計画・設計・監理、調整、施工管理などの大半の業務を行った実績
- ② 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行った実績
- ③ 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、またはそれらを総括する立場で行った実績

3. 申請について

3-1. 関係書類の配布

(1) 配布物

「審査・登録申請ガイド」、「審査・登録申請書」、「審査・登録申請書記入例」

(2) 配布期間

平成20年5月1日より

(3) 配布方法

A. 本会ホームページ (<http://homepage2.nifty.com/kshikaiaisaga/>) よりダウンロードPDFファイル、及びExcel、Wordファイルを提供しております。

B. 郵送手数料(80円切手4枚)と郵便番号、住所、氏名を記入した角2の返信用封筒を同封し、「専攻建築士審査申請関係書類送付希望」と明記の上、本会宛てにご請求下さい。

3-2. 申請の方法

(1) 審査申請書の受付

受付期間

平成20年5月1日～6月30日(月) 締切日までの消印があるものは有効です。

受付場所

(社)佐賀県建築士会事務局

〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 TEL:0952-26-2198

申請方法

「(2)申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、又は託送便、簡易書留郵便による郵送にて申請して下さい。

普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますので、出来る限りご持参いただくようお願いいたします。

なお、2人分以上の審査申請書の同封郵送はご遠慮下さい。

(2) 申請に必要な書類

① 審査・登録申請書(本会の定める平成20年度用申請書に限る。)

・「審査・登録申請書記入にあたっての注意事項」をよく読んでご記入下さい。

- a. 専攻建築士誓約書(様式1)(顔写真添付)
 - b. 専攻建築士審査・登録申請書(様式2)(顔写真添付)
 - c. 建築士免許取得後の職務経歴書(様式3)
 - d. 責任ある立場での実務実績(様式4) <専攻領域の規定年数以上の実務実績を記入>
 - e. 審査・登録手数料払込証明書の写し貼付(様式5)
- <添付>資料「建築士免許書写し」「他資格認定書写し」「CPD実績証明書」「官製ハガキ」等

② 写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚(通常の証明写真)

- ・無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真(カラーコピーやプリンター出力したものは不可)
- ・最近3ヶ月以内に撮影したもの(カラー、白黒でも可)
- ・写真の裏面に氏名を記入し、「申請書所定欄」に貼付して下さい。

③審査・登録手数料払込証明書の写し

申請書所定欄に貼付のこと。折込可。

④免許証等の写し

建築士免許証の写し、及び建築構造士、建築基準適合判定資格者、建築設備士等のその専攻・専門表示等の特記を希望される方は、その認定証の写しを添付して下さい。

⑤CPD実績証明书写し

制度導入期の経過措置として、実務のみで申請が可能な方（経過措置①該当者）は省略することができます。以外の方（経過措置②該当者）はCPD実績証明書（写し）を添付して下さい。

⑥官製はがき1枚(申請書受理通知用)

返送先宛名住所を明記し、それ以外は何も記入しないこと。

注意

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。

また、審査の過程において、別途に審査評議会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。

なお、申請のために提出された書類については返却には応じられません。また申請者の控えが必要な方は、予めコピーを保管しておいて下さい。

3-3. 審査・登録手数料**(1)手数料等16,800円**

- ① 審査手数料10,500円（消費税額500円を含む）
- ② 登録手数料6,300円（消費税額300円を含む）

(2)払込方法と指定口座

- ① 郵便局に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される郵便払込請求書兼受領証の写しを審査申請書の所定欄に貼付けて下さい。
- ② ■郵便振替：01790-8-38421 ■名義：社団法人佐賀県建築士会
- ③ 審査・登録手数料は、会社等で複数人分の「審査・登録手数料」を、振り込まれる場合でも、必ず個人別に郵便局に払い込んでください。

尚、審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

登録料は、「要件を満たしていない者」に対してのみ、事務局から払い戻しいたします。

3-4. 申請の要件

申請者は（社）佐賀県建築士会の正会員であり、CPD 制度に参加登録されていることが要件になります。

①（社）佐賀県建築士会の正会員以外の建築士で専攻建築士の申請を希望される方は、先ず入会申請とCPD 制度参加申請を行って下さい。

②正会員の方でCPD 制度に未加入の方は、審査・登録申請書のCPD 所定欄（様式5）に参加希望の○印を付け、CPD 参加費用1,000円（参加登録費、手帳代）を加えて払込み下さい。

4. 登録手続き

4-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方は、（社）日本建築士会連合会専攻建築士認定評議会に推薦致します。

残念ながら、「要件を満たしていない者」には内容を連絡し、登録料の返還を行います。

登録後、申請内容に虚偽があった場合は、専攻建築士の称号を得ることができなくなりま

4-2. 登録の有効期間

①登録の有効期間は5年間です。（有効期限は登録証に明記されます。）

専攻建築士の名称を付与する最終的な権限は、当面の運用において日本建築士会連合会に設ける「専攻建築士認定評議会」に留保されます。

②登録の有効期間内の5年間に250単位以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。

CPDは継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、専攻建築士として登録を受けた後も、毎年バランスよく引き続きCPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新に備えて下さい。

実務のCPDと研修CPDのバランスについては、「実務14単位、研修36単位/年」を目処としますが、登録更新時には、5年間のCPDが「実務50単位以上（10単位/年以上）」で、研修との「合計250単位以上（50単位/年以上）」をそれぞれ満足することが必要となります。

4-3. 登録証

登録者には、専攻建築士登録証（A4版及びカード）並びに専攻建築士バッヂを交付します。

4-4. 登録者名簿

登録者は、佐賀県建築士会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、佐賀県建築士会ホームページ等に公表致します。なお、公表の同意については、必ず申請書該当欄に記入して下さい。同意された方に限り公表致します。

4-5. 変更・再交付登録

内容に変更が生じた場合や認定証を汚損・紛失した場合は、再交付（実費）を行いますので事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行って下さい。

4-6. 監査・制裁措置等

佐賀県建築士会「CPD・専攻建築士審査評議会」、及び日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」では、専攻建築士に対し、一定期間ごとに、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。

具体的には、専攻建築士がCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問い合わせを行ったり、必要書類（講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等）の提出を求めたり、第三者への確認等を行うこととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁的措置を行うことがあります。

5. 登録の更新

専攻建築士の登録の有効期間は5年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。

登録の更新のための審査及び登録に関する詳細は、該当登録に事前にご案内します。

5-1. 審査方法

登録更新の審査は、専攻建築士の更新要件とする「継続的な専門能力開発（CPD）を満足すべきレベルで実施していること」について、（社）佐賀県建築士会が受理した登録更新の審査申請書と、「CPD実績証明書」又は「CPD履修証明書」をもとに確認を行います。

なお、必要に応じて、CPDの実施内容等を確認するため、問い合わせやCPDの実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

5-2. CPDの記録と保管

審査の過程でCPDの実施を証明する書類の提出を求めますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。

専攻建築士として登録を受けた後も、登録更新の際、審査・登録申請書の様式1～5及び添付書類を提出することになりますので、毎年定められた時期にCPDのデータ登録を行い、更新時まで5年間の「CPD実績証明書」又は「CPD履修証明書」を取得して下さい。

5-3. 更新の特例

登録有効期間内の5年間に、CPD単位数が要件の250単位に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため登録が失効します。ただし、次のようなやむをえない事情のある場合の特例等については、後日改めてお知らせ致します。

- ① 傷病、産休等の場合
- ② 職場の転務、失業等やむをえない事情で、「実務CPD」を行うことが出来なかった場合
- ③ 建築士免許取得後、30年を超える「専攻建築士」の場合

5-4. 更新手数料

(1)手数料等

更新における審査手数料、登録手数料は、新規の場合と同額とする（予定）。

6. 専攻領域別審査、認定・登録基準 ガイド

1 まちづくり

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

①都市デザイン、都市計画に係わる業務

開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務または、企画、調査等のコンサルタント業務

②地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績を3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること。

ただし、経過措置期間内はその措置による。

※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 専門分野表示

都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政

2 設計

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

なお、(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、企画業務、ファシリティマネジメント、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による
※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6) 参照

(6) 専門分野表示

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、スポーツ施設、社寺建築、数寄屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「APECアーキテクト」は、建築士会入会の上、その登録証を以って、審査、認定・登録基準に代えることができる。

3 構造

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

一級建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること
なお、(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による。
※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6) 参照

(6) 専門分野表示

耐震診断・補強

(7) 協定団体等の資格の扱い

- ・「一級建築士」免許を有する「APECエンジニア(構造)」は、建築士会入会の上、その登録証を以って、審査、認定・登録基準に代えることができる。
- ・(社)日本建築構造技術者協会の認定する「建築構造士」は、その登録証を以って、審査、認定・登録要件に代えることができる。
また、建築士会の正会員ではない「建築構造士」は、専攻建築士制度規則第3条(2)の規定により申請することができる。

4 環境設備

(1) 対象資格

一級建築士、建築士法による「建築設備士」資格を有する二級建築士・木造建築士

(2) 実務内容

建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

①建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

なお、(2)の業務の他に、専攻領域の実務経歴年数には、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

②「建築設備士」、または「建築士」免許のいずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による。

※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 限定表示

環境設備領域の場合、以下の3つの表示いずれかを必ず表示しなければならない。限定表示は複数の表示ができるが、1つの限定表示につき3件以上の責任ある立場での実務実績に基づくものとする。

- ・空調設備 : 登録カード(空調)
- ・給排水衛生設備 : 登録カード(衛生)
- ・電気設備 : 登録カード(電気)

(7) 専門分野表示

省エネルギー、情報システム

(8) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有す、建築設備技術者協会の認定する「JABMEEシニア」は、その登録証を以って審査、認定・登録基準に代えることができる。また、建築士会の正会員でない「JABMEEシニア」は、専攻建築士制度規則第3条(2)の規定により申請することができる。

5 生産

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務

(3) 実務経歴年数

- ①一級建築士の免許取得後の実務経歴年数は、3年以上、また、「二級建築士」、「木造建築士」の免許取得後の実務経歴年数は、6年以上を有すること
- ②「一級建築施工管理技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」資格を有する場合、それらか、「建築士」免許のいずれか、早い取得からの経歴年数とすることができる

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、一級建築士は150単位以上、二級建築士・木造建築士は250単位以上を有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による。

※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 限定表示

①生産領域の場合、以下の4つの表示いずれかに該当する場合は、必ず限定表示しなければならない。

限定表示は複数の表示ができるが、1つの限定表示につき3件以上の責任ある立場での実務実績に基づくものとする。

- ・ 建築施工管理 : 登録カード (建施工)
- ・ 設備施工管理 : 登録カード (設施工)
- ・ 積算 : 登録カード (積算)
- ・ 診断・改修 : 登録カード (診・改)

* (社) 日本建築積算協会の認める「建築積算資格者」を持つ「建築士」は、積算 (積算) に限定表示ができます。

* 「ストック3団体」の認める資格*3を持つ「建築士」は、診断・改修 (診・改) に限定表示ができます。いずれも実務実績は問いません。

②生産領域で、上記の4つの限定表示に該当しない場合は、限定表示はせず、専門分野表示となります。

- *3
- ・ (財) 日本建築防災協会の認める「特殊建築物等調査資格者」、
 - ・ (財) 日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」、
 - ・ (社) 建築・設備維持保全推進協会の認める「建築仕上げ診断技術者」・「建築設備診断技術者」・「建築・設備総合管理技術者」

(7) 専門分野表示

- ① 限定表示に該当し、更に専門分野表示をする場合
戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム
- ② 限定表示に該当せず、専門分野表示とする場合
コンストラクションマネージメント、鉄骨工作図、確認申請代行、工事監理委任、鑑定書等作成

(8) 協定団体等の資格の扱い

- ① (社) 日本建築積算協会に所属し、「建築士」免許を有する「建築積算資格者」は、その登録証を以って、審査、認定・登録基準に代えることができる。また、建築士会の正会員でない「建築積算資格者」は、規則第3条(2)により申請することができる。
- ② 「建築士」免許を有する「ストック3団体」資格者は、その登録証を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。ただし、CPD単位要件を満たすため、建築士会入会の上CPDに参加、登録し、必要単位数を得なければならない。

6 棟梁

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

- ① 日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺建築、数寄屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務
- ② 日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)を行なう業務

(3) 実務経歴年数

- ① 「一級建築士」の免許取得後の実務経歴年数は、5年以上、また、「二級建築士」、「木造建築士」の免許取得後の実務経歴年数は、8年以上を有すること
- ② 「一級建築施工管理技士」または「建築士」免許のいずれか、早い取得からの経歴年数とすることができる

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位を有すること
ただし、経過措置期間内はその措置による。
※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 専門分野表示

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「日本伝統建築技術者保存会の正会員」及び日本伝統建築技術保存会が認める「日本伝統建築技能者」はその認定証を以って、実務経歴年数、実務実績件数基準に代えることができる。ただし、CPD単位要件を満たすため、建築士会入会の上、CPDに参加、登録し、必要単位数を得なければならない。

7 法令

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

- ①法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務
- ②裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、3年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、150単位以上を有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による。

※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 専門分野表示

建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、建築相談、鑑定書作成等、特定行政庁等業務

(7) 協定団体等の資格の扱い

・「建築基準適合判定資格者」の資格証を以って、対象資格、実務経歴年数、実務実績件数基準に代えることができる。ただし、CPD単位要件を満たすため、建築士会入会の上、CPDに参加、登録し、必要単位数を得なければならない。

8 教育研究

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

- ①教育機関（工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等の業務
- ②研究・調査・開発機関（大学を含む）・企業の研究開発部門等において、特定の専門分野の研究開発等の業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後、専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

- ①教育機関においては、通年担当する講座（科目等）を1件とする
- ②建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする
- ③研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする
- ④ 学位論文については、修士論文は2件、博士論文は3件とする

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、250単位以上を有すること

ただし、経過措置期間内はその措置による。

※1-2. 制度導入期の経過措置(P-6)参照

(6) 専門分野表示

設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

- 1)すでに「まちづくり」、「生産」で認定され登録された、教育研究者は、登録証書に記載の期間は有効とする。
- 2)上記の者は、次回登録更新時に「教育研究専攻建築士」に申請することができる。
- 3)登録更新前に、「教育研究専攻建築士」に登録変更を希望する者は、変更申請を行うことができる。
- 4)その有効期間は、既に定められた期間とする。



社団法人 佐賀県建築士会

〒840-0041 佐賀市城内二丁目 2-37
(建設会館内)

TEL 0952-26-2198

FAX 0952-26-2248

E-mail LEE07657@nifty.ne.jp

URL <http://homepage2.nifty.com/ksikai-saga/>